

補助金



桂川町結婚新生活支援事業

結婚新生活を始めるための費用を助成します

問 企画財政課 企画広報係 ☎ 05・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

①令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること

②夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること

③申請日から2年以上継続して居住する意思があること

④夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること

⑤夫婦の所得の合計額が500万円未満であること

⑥過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと

*その他にも条件があります。

[申請期間] 令和6年3月31日まで
[助成額] 1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)

*予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPでご覧ください。

補助金



令和5年度 桂川町移住定住奨励金等交付事業について

問 企画財政課 企画広報係 ☎ 05・1085

桂川町では、本町への移住定住促進に向けた取組の一として、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。

これは、左記の【交付の要件】を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

令和4年1月2日～令和5年1月1日に住宅を取得された世帯には、事業案内に関する書類等を郵送しています(※提出期限あり)。内容の確認をよろしくお願ひします。

また、案内書類等が届いていない世帯がありますたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

①令和4年1月2日～令和5年1月1日の期間に、床面積50m²以上の生活の本拠となる

居住用住宅を購入した世帯

②世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること

③申請日において、町税等の滞納がないこと

④行政区に加入していること

⑤暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

補助金



プロック塀等撤去費の一部を補助

問 建設事業課 管理鉱害係 ☎ 05・33330

桂川町では、地震によるプロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なプロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】町税などを滞納していないプロック塀等の所有者

①町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のプロック塀等

②補強コンクリートプロック造、組積造(れんが造、石造、コンクリートプロック造等)の塀及び門柱であること

③ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの

【補助金額】撤去費用の3分の2(上限16万円)

*補助は予算の範囲内で先着順で受付

【注意事項】

◇補助を受けるためには、町との事前協議が必要です

◆補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください

プロック塀等撤去費の一部を補助